

いよいよ確定申告シーズン到来!

消費税の2割特例を再確認しましょう

2023年10月からインボイス制度が始まりました。それにより2023年10月1日以後に終了した課税期間分の消費税等の申告書が変更されています。今回は2割特例について確認しましょう。



岩田 まり子
Mariko Iwata

大阪シティ信用金庫
提携のライオン橋税
理士法人パートナー
税理士。大阪商工会
議所セミナー講師な
どを務める。

2割特例選択適用の確認

右側中央部に税額控除にかか
る経過措置の適用(2割特例)とい
う欄が来ました。

この2割特例は以下の期間に該
当しない場合、事業者が選択するこ
とができます。

- 基準期間の課税売上高が1千
万円を超える課税期間
- 特定期間の課税売上等の納税
義務免除の特例により事業者
免税点制度の適用が制限され
る課税期間
- 相続等の特例により事業者免
税点制度の適用が制限される
課税期間
- 新設法人等の特例により事業
者免税点制度の適用が制限さ
れる課税期間
- 課税事業者選択届出書提出等
により事業者免税点制度の適
用が制限される課税期間

● 課税期間の特例の適用(いわゆ
る課税期間の短縮)を受ける課
税期間

インボイス登録によって本来免
税であった事業者に対する特例制
度のため、従来制度で課税である
期間については適用することがで
きません。

簡易課税との選択は?

2割特例を選択できる場合、簡
易課税制度の届出を出していても
選択が可能です。※下記の図

今回、初めて消費税を申告され
る方で不明な場合は2月初旬から
各所で開始される確定申告相談会
などを是非利用してみてください
ね。

簡易課税

売上に係る消費税額から

**売上税額に
みなし仕入率を
掛けた金額**

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入税額の実額計算不要
- 業種に応じたみなし仕入率を使用
- 事前の届出が必要

一般課税

売上に係る消費税額から

**仕入に係る
消費税額**

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入や経費の額について、実
額で計算が必要

通常の計算方式

選択可能

2割特例

売上に係る消費税額から

売上税額の8割

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入税額の実額計算不要
- 業種に関わらず売上税額の
一律2割を納付
- 事前の届け出が不要

新しい計算方式

※国税庁のパンフレットを基に作成